三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービーサポート中部（登録研修機関第三号）から登録研修機関の住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十九日

観光庁長官　田村明比古

一　登録研修機関の住所の変更

変更前	名古屋市西区名駅二丁目二十七番八号　名古屋プライムセントラルタワー八階
変更後	名古屋市中村区名駅南一丁目十六番三十号　東海ビルディング六階

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	名古屋市西区名駅二丁目二十七番八号　名古屋プライムセントラルタワー八階
変更後	名古屋市中村区名駅南一丁目十六番三十号　東海ビルディング六階

三　変更の年月日　平成二十八年五月二日

○観光庁告示第五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月二十九日

観光庁長官　田村明比古

一　登録年月日　平成二十八年十一月二十八日

二　登録番号　第五十号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社日中文化旅行センター

四　住所　大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目三番八号

五　研修業務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市天王寺区大道三丁目五番十一号

六　法人にあってはその代表者の氏名　張　永勝

○気象庁告示第三号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十九日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第17504号	電気式日射計の感部（全天）　ＣＨＦ－ＳＲ05－Ａ	東京都豊島区池袋四丁目２番11号	クリマテック株式会社	平成29年3月16日

○経済産業省告示第六十一号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十九年度に係る支給率を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十九年度に係る支給率は、〇とする。

○最高裁判所告示第三号

最高裁判所判事大谷剛彦の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、平成二十九年三月二十二日互選の結果、次のとおり決定した。

平成二十九年三月二十九日

最高裁判所長官　寺田　逸郎

最高裁判所判事　鬼丸かおる

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領

三月二十七日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十九年度一般会計予算

平成二十九年度特別会計予算

平成二十九年度政府関係機関予算

法律公布奏上通知書受領

三月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する等の法律

議案通知書受領

三月二十七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十九年度一般会計予算

平成二十九年度特別会計予算

平成二十九年度政府関係機関予算

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する等の法律案

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案

質問書提出

三月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原発事故に関わる避難計画の策定支援に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

塚本幼稚園における内閣総理大臣夫人の講演に随行していた国家公務員の業務に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

総理大臣夫人付き職員が籠池氏に回答したＦＡＸに関する質問主意書（初鹿明博提出）

地方自治体におけるギャンブル等依存症の相談窓口に関する質問主意書（初鹿明博提出）

議事日程

三月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号

平成二十九年三月二十八日（火曜日）

午後一時開議

第一　農業機械化促進法を廃止する等の法律案（内閣提出）

第二　主要農作物種子法を廃止する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

三月二十七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

財政金融委員会に付託

議決通知

三月二十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二十九年度一般会計予算

平成二十九年度特別会計予算

平成二十九年度政府関係機関予算